

二次災害の危険にさらされることなく、安全かつ迅速に調査が出来ました

関係者の声
厚真町役場職員



航空写真による被害認定は数十棟の建物に適用しました。仮に航空写真による被害認定が認められていなかったとしても、調査員が土砂崩れ等による二次災害の危険にさらされたと考えられ、また、大規模土砂崩れにより周辺の地形自体が大きく変わっている場所における現地調査等においては、建物があった場所の特定等が困難であったと考えられます。

平成30年6月の大坂北部地震や台風21号で活用



取組の概要・成果

〈高槻市の事例〉

●高槻市では、平成30年の大阪北部地震と台風21号における罹災証明書発行にあたり、被災者が撮影した写真から損害割合20%未満と判定する自己判定方式を採用した。また、写真についてはプリントしなくても携帯電話やスマートフォンで撮影した写真でも可能としたことで、住民負担の軽減にも寄与。



屋根瓦が落ちる被害が多発し、ブルーシートでの応急処置を実施



3万件近い罹災証明書の申請のうち約90%の件数を自己判定方式で処理

大阪北部地震

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	11	-	11
大規模半壊	2	-	2
半壊	247	-	247
一部損壊	2,371	20,144	22,515
合計	2,631	20,144	22,775

(件)

台風21号

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	4	-	4
大規模半壊	2	-	2
半壊	60	-	60
一部損壊	247	6,510	6,757
合計	313	6,510	6,823

(件)

迅速になるだけではなく、被災住民の負担の軽減にもつながったと思います

関係者の声
高槻市役所職員



罹災証明書の申請数が地震・台風合わせて3万件弱あったなかで、結果的には90%が自己判定方式での証明書発行となりました。現地調査を実施した場合に申請から発行まで最低でも1週間はかかるところ、自己判定方式では申請から2日で被災市民に対して罹災証明書を発行することが可能となりました。

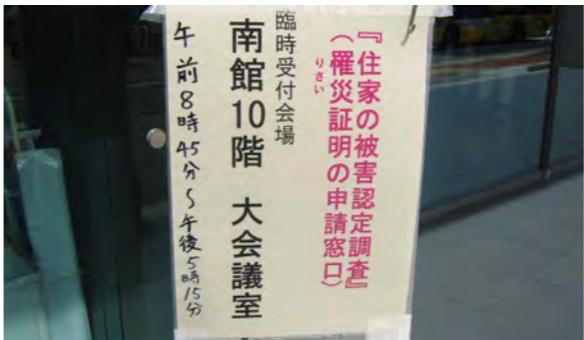
また、写真についてはプリントしたものだけでなく携帯電話やスマートフォンで撮影したものでも可としたことで、被災市民の負担も軽減されたのではないかと考えています。

〈茨木市の事例〉

●茨木市では、大阪北部地震の約一週間後から、半壊に至らないと明らかに判断できる場合は現地調査を省略し、被災者が持参した写真により被害認定を行った。それにより、大阪北部地震では約80%の1万3千件、台風21号では約99%の約2千6百件をこの方式で処理し、罹災証明書を迅速に発行することができた。



震度6弱を観測し、多数の住家等が被害を受けた



罹災証明書は、被災住民にとって重要なものであり、自治体職員には迅速な対応が求められる



写真での判定の仕方を丁寧に説明しながら住民からの罹災証明書の申請を受けた

大阪北部地震

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	3	-	3
大規模半壊	-	-	0
半壊	194	-	194
一部損壊	3,134	13,321	16,455
合計	3,331	13,321	16,652

(件)

台風21号

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	4	-	4
大規模半壊	2	-	2
半壊	13	-	13
一部損壊	15	2,556	2,571
合計	34	2,556	2,590

(件)

即日交付できるとともに、被害認定業務の効率化にも繋がりました

関係者の声
茨木市役所職員



申請から交付までの時間を短縮できることで、被災者が生活再建に早期に取り組めるほか、軽微な調査を省略できるので、被害認定業務の効率化にも繋がりました。また、損害程度別のイメージ図や具体的な事例の写真を示すことで、損害程度判定に対する被災者の不満や不信感の軽減に役立つと思いました。

災害の教訓を次の災害につなげていく

